

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

## 川崎町農業委員会

### 3月総会議事録

期 日 令和2年3月17日(火)

場 所 川崎町役場2階入札室

令和2年3月17日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(12人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博		
13番	山下 理江				

3、欠席委員(1人)

12番	横田 裕子
-----	-------

農地利用最適化推進委員

松崎 政臣	木下 重光
川根 節生	奥 俊英
鍋籐 清隆	中島 隆

4、本会事務局 事務局長 中野新吉郎 係長：林勇 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議 事 日 程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第7番 松江委員 第8番 大内田委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第3号 非農地証明について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

- 事務 局長 本来であれば、3月10日に開催する予定ではありましたが、コロナウイルスの関係で町の他の会議等についても3月15日程度までは様子を見るという流れになりましたので、延期をさせていただきます。それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長に議事進行をお願いしたいと思います。
- それでは、議長お願いします。
- 議 長 みなさんこんにちは、定刻になりましたので、3月の農業委員会総会を始めたいと思います。
- 事務 局長 本日、横田委員より欠席の連絡がありました。本日は13名中、12名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。また本会議においてはマスクの着用を了解していただきたいと思います。
- 議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。
- 農業 委員 はい。
- 議 長 それでは7番委員の松江委員さんと8番委員の大内田委員さんよろしく願いいたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1について事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを説明します。1ページをお開きください。譲受人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員3人、農主1人、農従1人、自作地、7,932㎡、小作地、4,772㎡、計12,704㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人、愛知県安城市●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従0人、自作地、360㎡、小作地、0㎡、計360㎡、農機具の状況はなしです。土地の所在は、川崎町大字川崎●●番、地目、畑、地積360㎡、通作時間は、徒歩3分で、申請理由は売買であります。譲渡人と譲受人はおいとおじの関係であり、譲渡人の●●さんは愛知県に居住しており、耕作が不可能であるため管理作業は譲受人がやっていたようで、現在は既に柚子を植えているようです。よって本案件は、周辺の営農に影響はないと考えます。また農地法3条第2項の各号には該当しないため、許可要件はすべて満たすと考えます。3月4日に●●委員と●●委員と鍋籐委員で現地を確認しております。

議長 ありがとうございました。それでは現地確認を行った、●●委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 事務局から説明があったように●●氏が管理をしっかりとっているようでありますので、問題はないと思われれます。以上です。

議長 ありがとうございました、ただいまの事務局の説明及び、農業委員の補足説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号1について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)  
賛成多数ですので議案号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号1について原案のとおり承認いたします。

議長 続きまして、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号2について、事務局は説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号2についてを説明します。4ページをお開きください。譲受人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員7人、農主1人、農従1人、自作地、0㎡、小作地、1,031㎡、計1,031㎡、農機具の状況はトラクターと田植機です。譲渡人住所、添田町●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従0人、自作地、3556㎡、小作地、0㎡、計3,556㎡、農機具の状況はなしです。土地の所在は、川崎町大字川崎●●番、地目、田、地積611㎡で他2筆で合計3,556㎡であります。通作時間は、車で5分で、申請理由は贈与であります。譲渡人と譲受人は兄弟であり、数年前より名義は譲渡人のまま耕作していたようでありますので周辺の営農に影響はないと考えます。また農地法3条第2項の各号には該当しないため、許可要件はすべて満たすと考えます。3月4日に●●委員と●●委員で現地を確認しております。

議長 ありがとうございます。それでは現地確認を行った、●●委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 事務局から説明があったように数年前より譲渡人が病気の為、譲受人が耕作をしていたようでありますので、問題はないと思われまます。以上です。

議長 ありがとうございます、ただいまの事務局の説明及び、推進委員の補足説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号2について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)  
賛成多数ですので議案1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号2について原案のとおり承認いたします。

議長 続きまして、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号3について、事務局は説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号3についてを説明します。7ページをお開きください。譲受人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員1人、農主1人、農従0人、自作地、14,518㎡、小作地、8,134㎡、計22,652㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従0人、自作地、1594㎡、小作地、0㎡、計1,594㎡、農機具の状況はなしです。土地の所在は、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積1,269㎡で他2筆で合計1,514㎡であります。通作時間は、車で10分で、申請理由は売買であります。現地は柿を植える予定だと聞いております。なお現地に置いていた土については撤去しております。3月4日に●●委員と●●委員で現地を確認しております。

議長 ありがとうございます。それでは、現地確認をした●●委員補足説明をお願いします。

●●委員 3月4日に●●委員と事務局とで現地確認をいたしました。問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それではただいまの事務局の説明及び推進委員の補足説明に質疑のある方挙手をお願いします。

●●委員 この件についてですが、●●氏の営農状況を見ると、●●氏の生活基盤はこちらにはないのではないのでしょうか。

事務局 生活基盤の有無はわかりかねますが、以前は筑紫野市に住まれておりましたが、こちらに住所を変更して、今回3条申請を提出してきたという次第です。

●●委員 書類に、●●氏の耕作面積が記載されておりますが、これは筑紫野市での耕作面積のことではないのですか。

事務局 筑紫野市と川崎町との合計面積であります。

- 委員 この面積のほとんどが筑紫野市にあるということで、●●氏の農作業は主に筑紫野で行っていると見えてきます。前回の3条申請で通作時間のことについて指摘があったことで、その指摘を避けるために住民票のみ異動した意図が見えます。本人にもう一度ちゃんとした説明をしていただいて、検討した方がいいのではないかと思います。
- 議 長 ありがとうございます。ほかにありませんか。
- 委員 この大字田原●●番地に住所のあるもう一方は、となりの農地の5条転用申請があっておりましたが、あれはどうなっていますか。
- 事 務 局 申請人が違いますが、5条転用の申請地については、27ページ現況写真を添付しております。見てわかるように転用工事はまだ取り掛かっておりません。周りの鳥獣防止柵の撤去のみしております。本人に確認をしたところ4月から着工する予定だと回答をもらっております。
- 委員 この●●さんという方は、以前の3条申請で田原に柿を植えると言っておりましたが、あちらはどうなっていますか。
- 事 務 局 田原の柿は一部植えております。全部は植えておりません。一段低い農地にも柿を植える予定であり、その農地へ降りるための通路として利用し、下から徐々に植えていくと回答をもらっております。
- 委員 何本くらい植えてあるんですか。
- 事 務 局 現在12本程度植えているようです。
- 事 務 局 長 今回いろいろな意見がありますので、次回本人を呼んでの質疑応答という形はいかがでしょうか
- 議 長 他ありませんか。ないようですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号3については、次回総会の時に本人を呼んでの質疑応答をおこない、再度審議という形でのよろしいですか。
- 農 業 委 員 はい。

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明します。10ページをお開きください。朗読いたします。譲受人住所、福岡市中央区天神●●丁目●●番●●号、氏名、(株)●●代表取締役●●、譲渡人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、土地の所在、川崎町大字川崎●●番、地目、田、地積、985㎡、申請理由は売買です。申請目的は太陽光発電設備であります。11ページに位置図、12ページに航空写真、13ページに土地利用計画図を添付しておりますので確認をお願いいたします。3月4日に●●委員と●●委員とで現地確認を行いました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは現地確認を行った、●●委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 事務局から説明がとおりであります。場所は東川崎と西本町の境目付近でありまして、現地も長い間耕作をせずに管理をしている状況でありますので、問題はないと思われれます。以上です。

議長 ありがとうございます、ただいまの事務局の説明及び、推進委員の補足説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)  
賛成多数ですので議案2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第3号非農地証明について説明します。14ページをお開きください。朗読いたします。賃貸人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、土地の所在、川崎町大字安真木●●番、地目、畑、現況、山林、地積、159㎡、申請理由は20年以上も前より山林となっており農地への復旧が困難であるとのことです。現地確認は●●委員と●●委員にさせていただきました。持ち主の●●さんの自宅の裏山に位置するようです。17ページの現況写真を見ていただくと分かる通り、周囲の営農に影響を及ぼす恐れもなく、農地への復旧が大変困難である土地であることから非農地証明の発行はやむを得ないと考えます。15ページに位置図、16ページに航空写真を添付しておりますので確認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは現地確認を行った、●●委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 3月4日に現地確認を行いました。安宅の不動橋から田代の方へ上っていくと、すぐございます。周辺は竹林の山がほとんどであり、写真を見ていただくと分かる通り農地への復旧は非常に困難であると思います。

議長 ありがとうございます、ただいまの事務局の説明及び、推進委員の補足説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第3号非農地証明について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）  
賛成多数ですので議案3号非農地証明について原案のとおり承認いたします。

議 長 それでは報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について事務局は説明をお願いします。

事 務 局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について説明します。18ページをお開きください。朗読いたします。賃貸人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、相続人、●●、賃借人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、土地の所在、川崎町大字田原●●番、地目、田、地積、1442㎡、契約期間は昭和55年10月1日～で権利の種類は農地法第25条第2項の規定による賃貸借権、申請理由は賃貸人死亡のためです。永久小作を結んでおりました、契約人である、●●氏が亡くなられたことで、いったん解約をし、5月の総会にて、相続人の●●氏と●●氏で通常の利用権設定を結ぶということで、すでに利用権の申請用紙も提出されております。19ページに位置図、20ページに航空写真を添付しておりますので確認をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明に質疑等ございませんか。ないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)についてを終わります。

議 長 その他に入ります。なにかありませんか。

事 務 局 21ページに転用許可を出した個所についての経過を記載しております。ご確認をお願いいたします。

●● 委員 ●●の耕作状況は事務局の方で確認をしましたか。

事 務 局 現地確認を事務局で行いました。全筆耕作及び管理はできておりました。

事務局

いつも総会で言わせていただいておりますが、農業新聞と農業者年金の加入推進をよろしくお願いいたします。  
活動記録簿の提出をお願いいたします。会計検査の対象にもなりますので必ず提出をお願いいたします。  
農業委員引き継ぎマニュアルを添付しております。確認をお願いいたします。あと新しい活動記録簿も配布しております。  
また意向調査についてですが、大変だとは思いますがご協力よろしくお願いいたします。また意向調査の回収等で活動をした分については活動記録簿に記載をよろしくお願いいたします。少しですが、活動手当が出ます。以上であります。

議長

ほかございませんか。

●● 委員

(産廃の話)

議長

ほかございませんか

議長

ないようですので、本日の議時はすべて終了いたしました。来月の総会は4月10日の1時半を予定しております。これをもちまして3月の農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉会 午後14時40分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

7番委員 \_\_\_\_\_

8番委員 \_\_\_\_\_

議長 \_\_\_\_\_